

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月二十五日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第三十二号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成十六年佐賀県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「人材育成総括監及び」を「経営支援本部における」に改める。

第六条の消防防災課の分掌事務の第一号中「防災に関する企画及び」を削り、同課の分掌事務中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第十八条第三項中「及び危機管理・報道監」を「危機管理・報道監及び総合防災統括監」に改め、「医療統括監を」の下に「農林水産商工本部に国際戦略統括監を」を加え、同条第九項中「危機管理」の下に「（防災に関する部分を除く。）」を加え、同条第十一項を同条第十三項とし、同項の前に次の一項を加える。

12 国際戦略統括監は、上司の命を受けて、海外施策に関する事務を掌理する。

第十八条第十項を同条第十一項とし、同項の前に次の一項を加える。

10 総合防災統括監は、上司の命を受けて、防災に関する事務を掌理する。

第十九条第二項中「消費者行政総括監を」の下に「健康福祉本部にがん対策総括監を」を加え、同条中第十一項を第十二項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8 がん対策総括監は、上司の命を受けて、がん対策に関する事務を掌理する。

第二十五条第三項中「東北地方太平洋沖地震による被災者の受け入れ支援」

を「東日本大震災の被災者支援に関する事務の一部又は防災に関する企画及び防災会議」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(佐賀県公有財産規則の一部改正)

2 佐賀県公有財産規則(昭和四十年佐賀県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「人材育成総括監及び」を「経営支援本部における」に改める。

(佐賀県財務規則の一部改正)

3 佐賀県財務規則(平成四年佐賀県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「人材育成総括監及び」を「経営支援本部における」に改め、同条第四号中「センターの長」の下に「、粒子線治療推進監、国際戦略推進監」を、「特定政策組織」の下に「(粒子線治療推進監及び組織規則第二十五条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織を除く。)」を加え、同条第六号中「粒子線治療推進監、国際戦略推進監、」を削る。